

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第4号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和30年函館市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り，第12条を第11条とする。

附 則

この規則は，令和6年4月1日から施行する。